平成２４年（フ）第１６号
沖縄県うるま市字高江洲745番地１
債務者　平川　　碧（旧姓儀間）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１７０４号
東京都府中市宮町２丁目６番地の１プラムハイツ２
債務者　山ノ井道子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７７９号
静岡市駿河区西島670―１、住民票上の住所
静岡市葵区千代田４丁目17番４号
債務者　福地　久雄
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７０２号
東京都昭島市福島町２丁目16番４号
債務者　植平　浩一
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９０号
東京都清瀬市下宿２丁目700番地１コーポタカハシ102号
債務者　栗屋　浩二
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６号
愛知県豊川市美園１丁目11番地９　エバービレッジ202号、従前の住所愛知県豊橋市石巻平野町字初坂31番地３　２―101
債務者　山田　　淳
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３１９号
長崎県佐世保市大潟町173番地、旧住所長崎県佐世保市大潟町212番地
債務者　新谷　妃祐
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第８号
長崎県佐世保市瀬戸越２丁目１番３号　泉福寺住宅Ｆ３棟11号、旧住所長崎県佐世保市皆瀬町58番地１　市住皆瀬第２住宅20号
債務者　原　いずみ
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
長崎県佐世保市戸尾町９番19号　コーポ光201号、旧住所長崎県佐世保市勝富町４番18号　コーポ勝富101
債務者　バシア亜樹（旧姓渡邊・辻岡）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
横浜市港南区東芹が谷９番26―101号
債務者　日下部優子（旧姓磯部）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５号
島根県邑智郡美郷町千原132番地
債務者　古城　敏幸
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第３０７号
長崎県佐世保市江迎町末橘430番地
債務者　岩佐ひさみ
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３１０号
長崎県佐世保市黒髪町49番８号、旧住所石川県白山市茶屋２丁目39番地
債務者　佐々木保寿
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３２９号
長崎県東彼杵郡川棚町百津郷442番地７
債務者　澁谷　　徹
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３３０号
長崎県佐世保市小佐々町黒石593番地２
債務者　松田　浩二
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係